株主の皆さまへのお知らせ

株式会社 十八銀行

第244期中間配当に関する取締役会決議のお知らせ

2018年11月7日開催の当行取締役会において、第244期(2018年4月1日から2019年3月31日ま で)の中間配当について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当行定款第38条の規定にもとづき、2018 年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株 主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金

1株につき 金3円

2. 効力発生日ならびに支払開始日

2018年12月11日(火曜日)

中間配当金および端数株式処分代金のお支払いについて

- 1. 2018年10月1日付で株式併合(10株を1株に併合)を実施しておりますが、第244期中間配当につ きましては、基準日が2018年9月30日であるため、株式併合前の株式数に対してお支払いいたしま
- 2. 株式併合の結果、1 株未満の端数が生じました株主様に対しては、端数に応じて端数株式処分代金 を併せてお支払いいたします。
- 3. 中間配当金および端数株式処分代金領収証(銀行口座振込ご指定の方には「お振込先について」、 株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金のお受け取り方法について」)および「配当金および 端数株式処分代金計算書」を、株主各位のお届出のご住所あてに12月10日に送付いたします。

株式名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 同事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 電話お問合せ先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 電話番号0120-288-324(フリーダイヤル)